

西条市市民活動支援センター 利用案内

西条市市民活動支援センターとは

市民が自発的に行う公益的な活動を総合的に支援し、団体相互の交流及び連携を促進するとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的に設置された施設です。

このような活動を支援します

NPO 法人、ボランティア団体、地縁組織（自治会など）及び個人が行う公益的な活動や企業の社会貢献活動などが支援の対象となります。また、市外の個人や団体についても活動の内容によって支援の対象となります。

業務内容

- (1) 市民活動に関する相談及びコーディネート
- (2) 市民活動に関する情報の収集及び発信
- (3) 市民活動に関する研修、講座などの実施
- (4) 市民活動を主たる目的とした団体（市民活動団体）の交流の促進及びネットワーク化
- (5) 市民活動団体に対する活動場所及び資機材の提供
- (6) その他、目的を達成するために必要な業務

開館時間

10時から19時まで

（会議スペース、作業スペース及び備付けの器具の使用については、前日までの予約により21時まで使用することができます。）

休館日

- (1) 水曜日・祝日・年末年始ほか
- (2) 祝日が土曜日若しくは日曜日に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い開館日が休みとなります。
（例）日曜日が祝日の場合は、月曜日が休みとなります。

使用団体登録について

会議スペース、作業スペース及び備付けの備品を使用するためには、事前に使用団体登録が必要です。なお、登録要件は以下の通りです。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動又は当該活動に準ずる活動を自主的かつ自発的に行うもの
- (2) 前号に規定する活動を行う者により構成される団体で、5人以上で構成されるもの
- (3) 西条市内で活動するもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、登録ができません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (4) 専ら営利を目的としたもの

使用団体登録については以下の点にご留意ください。

- (1) 「西条市市民活動支援センター使用登録申請書」に必要事項を記入し、会則・規約などと会員名簿を添付し提出してください。登録内容を審査したのち、西条市から使用登録書が交付されます。
- (2) 登録内容に変更が生じたときは、使用登録変更申請書を提出してください。
- (3) 登録を廃止するときは、使用登録廃止届出書を提出してください。

設備・機能

◎会議スペース（原則予約制）

団体の会議や小規模な講座などの開催が可能なスペース

定員：20名程度

設備：長机、いす、ホワイトボードなど

◎作業スペース

団体の会議資料の作成やポスター・チラシなどの印刷が可能なスペース

設備：コピー機（白黒・カラー）、印刷機、紙折り機、大判プリンタ、ラミネータなど

◎交流スペース

団体同士の交流や小休憩などといった利用ができる憩いのスペース

設備：市民活動に関するチラシや参考図書など

◎ロッカー（36個）・メールボックス（24個）

団体の備品や団体宛の郵送物などを保管できます。

市民活動支援センターで郵送物の受け取りを希望する場合は必ずご連絡ください。

※申し込み多数の場合には、抽選を行うことがあります。

◎プロジェクター

◎スクリーン

◎アンプセット（マイク付き）

◎来館者用パソコン（インターネット・ワード・エクセル・パワーポイント使用可）

◎コピー機・印刷機・拡大プリント・ラミネート

	料 金
コピー機	白黒7円/1枚 カラー40円/1枚 ※両面コピーは、おもて面うら面それぞれに 料金がかかります
印刷機	100円/1版 100円/100枚まで ※用紙を持参してください
拡大プリント	1300円/1mまで（幅約61cm・普通紙） ※用紙持ち込みもできます
ラミネート	無料 ※フィルムを持参してください

使用申請について

会議スペース、作業スペース及び備付けの備品を使用する際は、センター備付けの使用申込簿に必要事項を記入してください。

その他注意事項

- (1) センター内で喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (3) 許可なく物品を販売しないこと。
- (4) 許可なく壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと。
- (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 建物、施設及び器具等を損傷又は亡失しないよう注意すること。
- (7) 施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

<お問合せ先>

西条市市民活動支援センター

〒793-0025 愛媛県西条市栄町 265 番地

（西条紺屋町商店街内）

TEL/FAX：0897-53-2603

E-mail：info@saijo-ssc.jp